

件名

金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第 号）の施行に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日（令和七年五月一日）から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百六十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるもの及び情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものを次のように定める。</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） （第三百六十九条）に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、府令第二百三十六条第一項及び第二百四十四条第一項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する届出書並びに第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二に規定する適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出書とする。</p> <p>第二条 府令第三百六十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、電磁的記録媒体（府令第十条に規定する電磁的記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六条第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法とする。</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるもの及び情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものを次のように定め、平成二十八年三月一日から適用する。</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） （第三百四十九条）に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、府令第二百三十六条第一項及び第二百四十四条第一項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する届出書並びに第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二に規定する適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出書とする。</p> <p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、電磁的記録媒体（府令第十条に規定する電磁的記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六条第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法とする。</p>

